

社会福祉法人ゆい福社会

役員及び評議員報酬規程

年 月 日制定

年 月 日届出

社会福祉法人ゆい福社会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人ゆい福社会（以下「法人」という）の役員（以下「理事」「監事」という）及び評議員等の報酬等について定めるものである。
- 2 理事及び監事の報酬は、各年度の総額が190,000円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って支給することができる。
 - 3 評議員の報酬については、各年度の総額が105,000円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って支給することができる。

(理事監事及び評議員の報酬等)

- 第2条 理事監事及び評議員が監事監査や理事会、または評議員会に出席したときには次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
監事監査出席報酬	5,000円	15,000円
理事会出席報酬等	5,000円	15,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	15,000円

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 報酬は業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。実費弁償費は後日精算とする。
- 4 施設の職員を兼務する場合は、報酬を支給しない。

(理事監事、評議員の勤務報酬等)

- 第3条 理事監事及び評議員が、監事監査、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称	報 酬	実費弁償費
理事監事及び評議員業務報酬等 (日額)	5,000円	15,000円

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 報酬は業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。実費弁償費は後日精算とする。

(出張旅費)

第4条 理事監事及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

沖 縄 県 内 の 出 張			
交通費（1日あたり）	日当（1日あたり）	宿泊費（1日あたり）	日当（離島の場合）
実費。ただし、自家用自動車を使用する場合の車賃の額は1キロメートルにつき30円とする。また、このときの車賃は全路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。	5,000円	13,000円	5,000円
<ul style="list-style-type: none">・近隣地は、名護市、今帰仁村とする。・町内及び近隣地の出張については、交通費のみ支給する。・町外及び近隣地以外に出張する場合であっても、片道25キロ以内もしくは出張に要する時間が5時間を超えない場合の日当は2分の1とする。			

沖 縄 県 以 外 の 出 張					
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1日あたり)	日当 (1日あたり)	宿泊費 (1日あたり)
実費 但し、グリーン 料金を除く	実費 1等料金	実費	実費	5,000円	14,000円

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

平成19年4月1日施行「社会福祉法人ゆい福社会役員報酬規程」は廃止する。

平成29年4月1日施行「社会福祉法人ゆい福社会評議員報酬規程」は廃止する。